

旧緊急時避難準備区域（田村市）に居住し、原発事故により避難した申立人について、帰還先の復興状況が、高齢の寡婦である申立人が単身で生活していく上で必ずしも十分な水準に達しているとはいえないことを考慮して、平成24年9月以降の避難継続の必要性を認め、平成26年4月までの避難慰謝料や生活費増加分及び平成27年3月分までの食費増加分の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 生活費増加費用（食費）
期間 自 平成23年3月11日 至 平成27年3月31日
- (2) 生活費増加費用（水道代・電気代）
期間 自 平成23年8月19日 至 平成26年4月30日
- (3) 精神的損害
 - ア 日常生活阻害慰謝料
期間 自 平成24年9月1日 至 平成26年4月30日
 - イ 日常生活阻害慰謝料増額分
期間 自 平成23年3月11日 至 平成26年4月30日
- (4) 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金374万4337円の支払義務のあることを認める。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 生活費増加費用（食費） | 金35万5251円 |
| (2) 生活費増加費用（水道代・電気代） | 金12万8028円 |
| (3) 精神的損害 | |
| ア 日常生活阻害慰謝料 | 金200万0000円 |
| イ 日常生活阻害慰謝料増額分 | 金115万2000円 |
| (4) 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 金10万9058円 |

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年6月29日

（仲介委員 鈴江辰男）